



史料紹介 杉浦重剛先生の墨蹟について

久禮旦雄

一、史料の概要

昨年（令和四年＝二〇二二）、報告者は論語普及会主催で行われた四條畷神社内有源招魂社・先哲祭において講演の依頼を受けた。論語普及会とは陽明学者の安岡正篤氏の指導を受けた伊與田覺氏が設立したもので、毎年、孔子をはじめとする諸先哲を祭り、それに伴う講演会を開催している。報告者は杉浦重剛の事績について講演を行う予定であった。講演会そのものは台風の接近により中止となった（翌令和五年に開催）が、その際に、講演会に参加される予定で関西を訪れていた羽鳥庄次氏より、本史料を譲渡された。氏によれば、東大赤門近くの古書店で購入したものとのことである。

以下に書の内容と書き下しを示す。

傳得堂々皇祖風萬人一樣仰春宮

微臣亦私期涓滴應有至誠天地通

右己未春書感天台道士

堂々皇祖の風を傳へ得たり。萬人一樣に春宮を仰ぐ。

微臣、亦私に涓滴けんてきを期す。まさに至誠天地に通ずること有るべしと。

右、己未春、感を書す。天台道士

本紙は縦一三一・五cm、横三九・五cm、総丈(表具)は縦二〇二cm、横五五cmである。

天台道士とは杉浦重剛の号であり、己未は大正八年(一九一九)に相当すると考えられる。そこで、『杉浦重剛全集』を確認すると、大正八年(六十五歳)の時のもので「用松浦伯韻、書感」として、同じ内容の書が挙げられていることが確認できた。⁽¹⁾

用松浦伯韻、書感 (称好四十六・校友七)

伝得堂堂皇祖風 万人一様仰春宮 微臣亦私期涓滴 応有至誠天地通

(『杉浦重剛全集』第五卷・三六七頁)

二、杉浦重剛の事績

杉浦重剛は、安政二年(一八五五)に膳所藩(現在の滋賀県大津市のあたり)の儒者の家に生まれ、藩校(遵義堂)・私塾で学んだ後、明治三年(一八七〇)に真進生と選ばれて東京の大学南校・東京開成学校(現在の東京大学の前身の一つ)で理学を学んだ(同期に民法学の鳩山和夫、外交官の小村寿太郎がいる)。その後、第二回文部省派遣留学生としてイギリスに留学し(同時期にドイツに穂積陳重が法学研究のために留学)、化学物理研究に従事する。明治十三年(一八八〇)帰国後は東京大学理学部博物場取締掛を務めるが、この頃から研究よりも教育を重視し始めたようである。明治十五年(一八八二)には東京大学予備門長・東京大学寄宿舎掛取締就任となり、翌年には自宅内に「称好塾」を設置し、さらに明治十八年(一八八五)東京英語学校(のちの日本中学校、現在の日本学園中・高等学校)を設立して、多くの生徒を育て、名物校長として知られた。

また明治二十一年（一八八八）には陸羯南らによる雑誌『日本人』刊行に関与している。明治二十三年（一八九〇）第一回総選挙当選、代議士となるが、翌年辞任している。さらに明治三十年（一八九七）高等教育会議議員・国学院学監となり、明治三十二年（一八九九）には皇典講究所幹事長となるが、その後、病氣（心身衰弱症）によりほぼ全ての公職を辞すこととなる。明治四十四年（一九一一）には論文「科学より見たる神道」を発表し「理学宗」という独自の思想的立場を主張するが、教育界においてはほぼ忘れられた存在となっていたという。

しかし大正三年（一九一四）に六十歳で皇太子裕仁親王（のちの昭和天皇）の教育を行う東宮御学問所御用掛（「倫理」担当）に、山川健次郎東大総長の強い推薦と勧告により就任すると、日本中学の教諭（のち校長）である猪狩又蔵をはじめとする、自らの門弟を総動員して講義案を作成し（のち『倫理御進講草案』として出版）、その全身全霊をかけて、裕仁親王（及び五人の「御学友」）に対して講義を行った。現在残された『草案』を見ると、その内容は非常に学問的で堅苦しく思われるが、実際には教室で講義案そのものを見ることはほとんどなく、重要な点をわかりやすく伝えるものであったとされる。

さらに大正七年（一九一八）には皇太子妃に内定した大正七年（一九一八）久邇宮家の良子女王の修身科担当教員に就任している（この内容の一部も『倫理御進講草案』に掲載）。

杉浦の皇太子に対する教育の趣旨については、門弟の聞いた言葉として、「帝王の学といふのも、其の極到は一視同仁といふことだらうと思ふ。随て自分も余程公平に心を保ち、物を処することをしないと、一視同仁を教えまつることができない。」「西洋あたりの帝王は、日本の將軍のやうなもので、どう見ても覇者の姿である。然し我國の帝王は是非とも、王道の上に立たなければならぬと思ふ。」と伝えられている。⁽²⁾ また『倫

『理御進講草案』には杉浦自身による「倫理御進講の趣旨」が収められているが、そこでは「東宮殿下に奉侍して倫理を進講すべきの命を拝したるは無上の光栄とする所なり。顧ふに倫理の教科たる唯口に之を説くのみにして足れりとすべからず。必ずや実践躬行身を以てこれを證するにあらざれば其の効果を収むること難し。故に学徳共に一世に超越したるの士にして始めて之を能くすべし。……今進講に就きて大体の方針を定め左に之を陳述せんとす。一、三種の神器に則り皇道を体し給ふべきこと。／＼、五条の御誓文を以て将来の標準と為し給ふべきこと。／＼、教育勅語の御趣旨の貫徹を期し給ふべきこと。……前述の三箇条を以て大体の方針を定め、間々支那及び欧州の事例をも参酌し、時宜に応じ題を設け、卑近より説きて高遠に及ぼし、空理を避けて實際を主とせむとす。……」と述べている。実際、講義の第一回は「三種の神器」がテーマであったが、その最後において「最後に一言を述べんことは、凡そ倫理なるものは、唯口に之を談ずるのみにては何の功もなきものにて、貴ぶ所は実践躬行の四字にあり。重剛如きは性魯鈍にして及ばざる所多しと雖も、猶ほ此の心を以て六十年を経過し来れり。冀くは殿下能く実行を考慮し給はむことを」と、倫理は実践こそが肝要であることを厳しい言葉で述べている。⁽³⁾

そのような杉浦重剛の真骨頂というべき事件が、在任中に二回起こっている。まず最初は、大正三年（一九一四）、大正天皇の即位に伴う大礼（即位礼・大嘗祭）が京都で行われた際に、未成年であった皇太子裕仁親王は参列されないこととなった。これに対して杉浦は東宮大夫の浜尾新に意見書を提出し、強く皇太子の参列を主張、実現させている（『回天録』全集第六卷⁽⁴⁾）。

さらに大きな事件として、いわゆる「宮中某重大事件」への関与がある。これは大正八年（一九一九）に裕仁親王と久邇宮家の良子女王との婚約が成立したが、翌年、良子女王の母方である島津家の遺傳的特質が

指摘され、元老山県有朋を中心として、久邇宮家に其の事態を求める動きを示した。杉浦はこれに対して、断固として反対し、御学問所に辞表を提出し、元老山県の威光を恐れて関係者の動きが鈍いとみるや、門弟たちを通じて広範囲の反対運動を展開した。大正九年（一九二〇）に東宮大夫浜尾新へ提出した意見書には、「…已に御内定相成候以上は、非常の欠点無之限りは、御取消に相成候儀は、満天下に悪模範を被為示、折角の御美德に汚点を被為留候事と相成候。…右は倫理の問題として、黙々に付する事不能…万一の事有之候而者、小生も最早自決致候外無之と覚悟致居候。…」〔「到誠日記」引用の意見書、『全集』第六卷⁵〕と、自らの命をも賭けた強い調子で、婚約の維持を主張している。結果として裕仁親王の御意思もあり、婚約は維持された。大正十三年（一九二四）、関東大震災による延期を経て、皇太子裕仁親王と良子女王の御成婚式が行われると、それを見届けるかのように、同年杉浦重剛は六十八歳で死去した。⁶

三、松浦伯爵との関係と書の意味

さて、『全集』においてこの書は「松浦伯の韻を用ゐる」とされている。「韻を用いる」とは漢詩を読むこと、あるいは提出された題に対して漢詩を読むことであるから、おそらくは松浦伯爵家において行われた会で詠んだものを記したという意味であろう。ここでの松浦伯爵とは、明治末年から昭和初期にかけて貴族院議員を務めた松浦厚が相当すると思われる。⁷

杉浦の御学問所在任時の活動については、『到誠日記』というかたちでまとめられており（全集第六巻）、そこには数度、松浦伯爵邸を訪ねた記事が見える。以下、原文のカタカナを平仮名に直し抜粋する。

大正四年 六月十一日「…午後、松浦伯の邸に定家御遺墨等を參觀し、斯道関係の諸氏と会談す。…」

同年 九月一日 「……午後、国学院大学に於て、副島氏より山本氏の伝言なりとて、松浦伯の消息あり。……」

同年 九月二十三日 「……松浦伯の観月会に赴き、入江子、其他と談ず。」

大正五年 四月十四日 「午後、松浦伯爵の園遊会に赴き、知己数氏と談ず。」

大正六年 四月十六日 「午後、松浦伯の園遊会に赴き、参考物を展覧し、且つ知己諸氏に逢ふ。」

これを見ると、杉浦は松浦伯の所蔵物（藤原定家の遺墨、参考物）などを參觀するほか、園遊会において「入江子」即ち、東宮侍従長を経て、昭和天皇の侍従次長、皇太后宮大夫を務めた入江為守（戦後に侍従長を長く務めた入江為政の父）らと交流を持っていることがわかる。これは松浦厚の弟である松浦靖（子爵）が陸軍中佐から大正天皇の侍従となり、以後、宮内省御用掛を務めていたことによるものであろう。⁽⁸⁾

杉浦がこの書を記した大正八年は、まさに「倫理」も含めた御学問所の教育が終盤に差し掛かっていた時期（御学問所は翌年廃止）であった。そこで杉浦は、「堂々皇祖の風」を「傳へ得」て「萬人一様に春宮を仰ぐ」と、長い皇室の歴史を継承しつつ、現在の国民全てから尊敬を受ける春宮＝皇太子裕仁親王の徳を讃え、「微臣」即ち杉浦自身が「私に涓滴」、すなわち水一滴ほどのわずかの助力を行うことにより培われた君徳により、以後もそのような君臣関係が続くことを期待し、それは「至誠天地に通ずること」により実現されるであろうと記した、と推測される。杉浦重剛の皇太子教育にかける思い、そして宮中某重大事件に関与する（杉浦が事態に関わるのは同年の十月以降）以前の、わずかな安堵の思いと将来への期待を示すものとして、本史料は重要な意味を持つものと思われる。

注

- (1) 明治教育史研究会編『杉浦重剛全集』第五卷（語録・詞藻・書簡）（杉浦重剛全集刊行会、昭和57）
- (2) 大町桂月・猪狩史山『杉浦重剛先生』（政教社、大正13）
- (3) 杉浦重剛著・猪狩又蔵編『倫理御進講草案抄』（杉浦重剛先生倫理御進講草案刊行会、昭和13）。国立国会図書館デジタルコレクションで公開。
- (4) 前掲（1）第6巻（日記・回想）（昭和58）
- (5) 前掲（4）
- (6) 以上の記述は所功「解説 杉浦重剛と『教育勅語』の御進講」同編『昭和天皇の学ばれた教育勅語』（勉誠出版、平成十四年）及び同「解説 昭和天皇への「倫理」御進講と草案抄」同『昭和天皇の学ばれた「倫理」』（勉誠出版、平成二十八年）、浅見雅男「闘う皇族 ある宮家の三代」（角川文庫、平成二十五年）などによる。
- (7) 原田道寛編『大正名家録』（二六社編輯局、大正4）。国立国会図書館デジタルコレクションで公開。
- (8) 霞会館華族家系大成編輯委員会『平成新修旧華族家系大成 上巻』（霞会館、平成八年）